

# 広島市報

号外第13号  
平成30年10月12日  
発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 告示

- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除……………1
- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定……………1

## 告示

### 広島市告示第516号

平成30年10月12日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年広島市告示第504号で指定した形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
広島市佐伯区湯来町大字和田の字南恵下の1557番1、1560番1、1561番、1563番、1564番1、1564番3、1565番1、1565番2及び1610番の各一部並びに1564番2並びに字北恵下1624番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
なし
- 5 指定の事由がなくなつたと認める理由  
土壌汚染状況調査の追完により、上記1に掲げる区域の土地が上記2及び3に掲げる基準に適合する土地であることを確認したため

### 広島市告示第517号

平成30年10月12日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり

指定します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
広島市西区観音新町四丁目2876番26の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物